

4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会(第1回) 議事要旨

1. 日時:平成29年11月28日(火)10:30~12:00

2. 場所:総務省(中央合同庁舎2号館)11階 第3特別会議室

3. 出席者

(1)構成員

伊東座長、相田座長代理、石田構成員、甲藤構成員、鹿喰構成員、柴田構成員、林構成員

(2)オブザーバー

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本ケーブルラボ、一般社団法人日本CATV技術協会、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会

(3)総務省

山田情報流通行政局長、鈴木情報流通行政局総務課長、豊嶋情報通信作品振興課長、坂中放送技術課長、井幡衛星・地域放送課長、吉田地域放送推進室長、古賀衛星・地域放送課技術企画官、本田地域放送推進室課長補佐

4. 議事要旨

(1) 山田情報流通行政局長挨拶

開会にあたり、山田情報流通行政局長より挨拶が行われた。

(2) 議事

① 開催要綱等について

資料1-1に基づき本研究会の開催要綱(案)について説明があり、承認された。その後、開催要綱に基づき、相田構成員が座長代理に指名された。

② 事務局説明

事務局より資料1-2及び資料1-3に基づき、本研究会の趣旨やIP放送の現状等について説明が行われた。

③ 関係団体・事業者等からのプレゼンテーションについて

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟より資料1-4、株式会社NTTぷららより資料1-5に基づき、それぞれプレゼンテーションが行われた。

④ 意見交換

事務局説明及び関係団体・事業者等によるプレゼンテーションについて、主に以下の質疑応答が行われた。

【林構成員】

- 放送法にいう放送の定義のうち「公衆」というのは、不特定多数の意味なので、送信者に対する受信者からの要求に応じてその受信者に対して行う送信は、相手が特定された送信となることから、「公衆」には当たらない、という解釈だと承知をしたが、しかし現実には、IP放送とインターネットTVの社会的機能は接近しており、受信者からすれば両者の細かな区分は分からない。今後は、インターネットを介した一斉同報等の放送に類似した送信の品質も向上し、両者の機能がさらに接近することが想定されるため、ますます放送と通信を区分する基準が見えにくくなる。その際に、放送はやはり一定の技術基準・安全基準を満たした品質のものであるという点が区分の切り口として重要となるのではないか。

【事務局】

- 受信者の観点からすると、IP放送とインターネットTVの境界が曖昧になってきていることはご指摘のとおり。本研究会は放送法に基づく技術基準の検討であるため、制度上、明確に放送として分類できる範囲の中で、設備の品質を中心としたご議論をお願いしたい。

【鹿喰構成員】

- ケーブルテレビ事業者は規模も設備も様々だが、現状としてIPを用いて4Kを加入者まで提供できるのはどの程度か。また、IP系の技術革新が激しいが、何年くらいのライフスパンを想定した基準を策定することとなるのか。

【日本ケーブルテレビ連盟】

- FTTHを有している事業者は多くおり、それらの事業者ではIP系のサービスも提供しているため、IP放送を行うことは技術的には可能。HFCにおいてもDOCSISを用いた伝送で100Mbpsを超えるサービスを提供しているため、多くの事業者で提供可能ではないか。ただし、ビジネスとしての観点や放送・通信の帯域をどのように割り振るかが課題。

【事務局】

- 技術基準については、3～5年先の進展も見据えた基準として策定し、その上で必要に応じ見直していくことを想定。

【石田構成員】

- IP電話では050や0AB～J、アプリを用いた通話など、品質の違いがはっきりしており、消費者にとっても分かりやすい。他方、放送の場合、品質は受像機器の問題と捉えており、放送自体の問題とは考えていない。品質基準を策定することで、消費者にとっても4K・8Kの品質の違いができるのか。

【事務局】

- 受信環境や受像機器で違いは生じるが、技術基準自体は、送出する側において一定の品質のものが提供されることを確保しようとするものである。

【相田座長代理】

- 現在の品質基準の中に受信者端子とあるが、受信者端子とは何を指すのか。STBがあるケースはSTBが切り口となるだろうが、宅内では無線LANでIP化されたTVに接続するような場合は、事業者として管理できず、耐故障性、耐災害性、セキュリティが問題となる。責任分界点をどこに設けるかが重要となるのではないか。

【事務局】

- 視聴者の受信形態が様々であるため、実際の現場では受信者端子がどこなのか特定するのは困難な問題。実際のサービスの提供にあっては、STBの手前の受信者端子だけでなく保安装置の出力端子で品質を測定するケースもあり、どのポイントで品質を測るのかといった点も含めてご議論いただきたい。

【伊東座長】

- 責任分界点は保安器と言われてきたように思うが、制度上明文化されているのか。

【事務局】

- 責任分界点では無く、測定点としての受信者端子や保安装置は品質省令に明確に定義されているが、戸建てや集合住宅など受信者環境も異なるため、サービスの現場の中では多様な提供の仕方がされている。

【柴田構成員】

- 本年6月に事業者向けに行ったアンケートによれば、4K放送への取組が増えてきており、インターネットの高度化への対応が主ではあるが、4K対応も含めたFTTH化への設備投資も活発化してきている。その背景として、エンドユーザ向けのアンケートで高画質・高精細の放送への期待が高まってきていることが考えられる。
- 事業者の投資負担と関連するものなので、数年後を見据えた自由度の高い、拡張性の高い技術基準を策定していく中で、費用対効果・経済合理性の観点も勘案して議論していきたい。

【甲藤構成員】

- 本研究会のアウトプットは、資料1-2の11ページの品質基準の表に新たな列を加えるイメージか。

【伊東座長】

- IP放送なので具体的な項目は異なるものになるだろうが、11ページの表のような整理をしていきたい。

⑤ その他

事務局から、次回会合について12月26日(火)13時に開催する旨の連絡があった。

(3) 閉会

以上